

社援発 0107 第 6 号
令和 7 年 1 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号本職通知の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。ただし、「子どもの進路選択支援事業」に係る記載については、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。